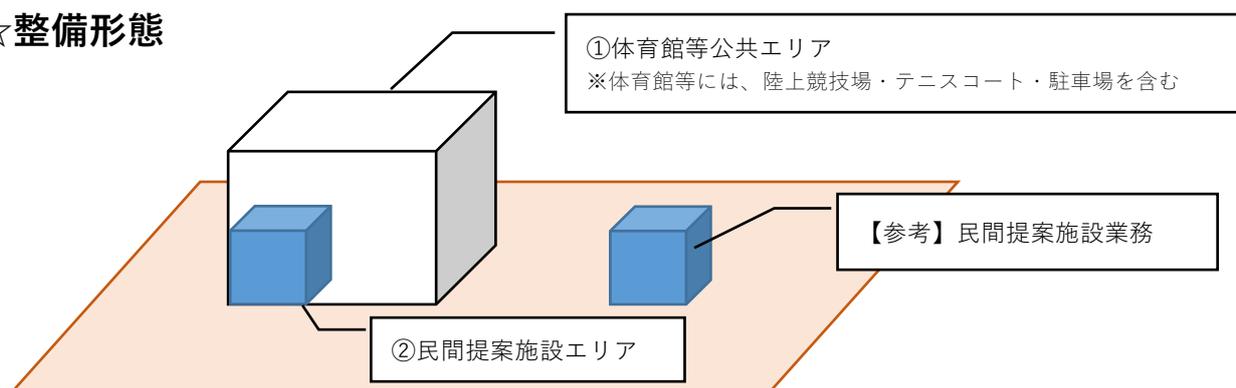


資料30 使用料等の考え方

☆整備形態



形態別	整備費用	所有権	活用内容（例）
①体育館等公共エリア	市負担	市	自主事業：スポーツ教室・物販・有料ロッカー等
②民間提案施設エリア	市負担 ※	市	自主事業：イベント・スポーツジム・物販等
【参考】民間提案施設業務	事業者負担	事業者	提案事業：スポーツジム・飲食店・売店・駐車場等

※ 民間提案施設エリア内における内装・設備・専用備品類等は事業者負担とする。

① 体育館等公共エリア（民間提案施設エリアをのぞく）

本要求水準書で定めるメインアリーナ、サブアリーナ、武道場、会議室、更衣室やトイレ・廊下等の共用部分や駐車場など市が整備するところを「公共エリア」といい、その整備費用は市が負担する。

公用分やスポーツ関係団体などが使用する場合などにおいては、先行予約及び減免制度があり、それら以外の空き枠について、一般利用とのバランスを図りながら、事業者は自主事業を下表のとおり実施することができる。なお、市が承諾した場合、事業期間中に業務内容を変更することは可能とする。

自主事業業務内容	目的外使用料		売上等に応じた取扱料・広告料	
	市への納付	使用料の決定方法	市への納付	販売・貸出等料金の決定方法
スポーツ教室・イベント実施	不要	—	不要	事業者提案
スポーツジムの運営	実施は認めない			
自動販売機	必要	行政財産使用料条例等に準拠	総売上高（税込）の9%※1	事業者提案
飲食物の販売	管理事務室を除く共用部分で実施する場合は必要		不要	
スポーツ用品等の販売			不要	
スポーツ用品等のレンタル			不要	
有料（月極等）ロッカー貸出	必要		広告料収入（税込）総額の50%	
広告掲示 ※2	必要	—	命名権売却収入（税込）総額の50%	
ネーミングライツ ※2	不要	—	命名権売却収入（税込）総額の50%	
本事業の実施に資するものとして、市が適当と認めるもの	必要	行政財産使用料条例等に準拠	不要	事業者提案

※1 売上げは税込みの総収入とする。また、記載納付率は今後改定される場合がある。納付率の改定を行う場合は事業者と協議を行う。

※2 事業者による当該提案がない場合には、市は自ら広告・宣伝事業、ネーミングライツを導入することや、事業者以外の者にこれらの導入に関する業務を委託することができるものとする。

② 民間提案施設エリア

本要求水準書で定める体育館メインアリーナ等の諸室とは別に、事業者が任意で整備するエリアをいう。当該エリアの整備費（内装・設備・専用備品類等はこのぞく）については、市が負担し、当該施設の所有権は市に帰属する。

この手法により当該施設を整備した場合、事業実施の有無にかかわらず、事業者は、事業期間にわたり、目的外使用となるため、使用料を市に納付しなければならない。なお、市と事業者が協議し市が承諾した場合は、事業期間中に業務内容を変更することや、第三者に業務を委託することを可能とする。

また、事業者の提案により、市が認めた場合には貸付の方法により当該エリアを使用することも可能とする。この場合、事業内容により事業者が自ら又は第三者への業務委託で実施することが困難であると判断され、かつ、本事業の目的を達成することに大きく資する場合は市の承諾を得て第三者へ転貸することを認める。

当該エリアにおいて提案できる自主事業は、本事業の目的と合致するものとし、下表のとおりとする。

自主事業業務内容		目的外使用料・貸付料		売上等に応じた取扱料	
		市への納付	金額の決定方法	市への納付	料金の決定方法
貸館事業	スポーツ教室・イベント実施	必要 (運営・維持管理 期間終了まで)	行政財産使用料 条例・公有財産規 則等に準拠	不要	事業者提案
	スポーツジムの運営				
	飲食物の販売				
	スポーツ用品等の販売				
	スポーツ用品等のレンタル				
	有料（月極等）ロッカー貸出				
	自動販売機				
貸駐車場					
本事業の実施に資するものとして、 市が適当と認めるもの					

【参考】 民間提案施設業務

本要求水準書で定める体育館等の公共エリア（施設）とは別棟で、都市公園法第5条の規定による設置管理許可に基づき、事業者が任意で整備する施設において実施される業務をいう。当該施設の整備費及び運営等にかかる一切の費用について、市は負担せず、事業者負担とする。

この手法により民間提案施設を設置する場合、事業実施の有無にかかわらず、事業者は市に許可期間にわたり所定の（公園）使用料を納付しなければならない。なお、市が承諾した場合、許可期間中に許可された内容を変更することは可能とする。

提案できる施設（業務内容）は、一般公衆の利用に供するものであり、都市公園の効用を全うするもの（公園施設）とし、下表のとおり実施することができる。詳細は、「要求水準書」の「第8 民間提案施設業務に関する要求水準」を参照すること。

提案事業業務内容 (便益施設等)	(公園) 使用料		売上に応じた取扱料	
	市への納付	使用料の決定方法	市への納付	販売・貸出等 料金の決定方法
スポーツジム・飲食店・売店・ 自動販売機（別棟建物内に設置 するものに限る）・駐車場等	必要	都市公園条例等に準拠	不要	事業者提案

(備考) 許可を受け使用料を納付した民間提案施設内で実施する業務にかかる使用料及び取扱料の納付は不要とする。ただし、業務内容については市と協議すること。